

大津市認知症地域共生事業企画提案書作成要領

1 企画提案書記載事項

「大津市認知症地域共生事業実施業務仕様書」に基づき、次の(1)～(9)の各項目について具体的に記載した企画提案書を提出すること。

なお、下記項目に加えて、本事業をより効果的かつ魅力的に推進するための独自提案を行うことを妨げない。

(1) 基本的な考え方・コンセプトについて

本事業の目的（認知症の人や高齢者を中心とした多世代・多様な人が自然な交流やつながりを育む「共生の居場所」の創出および継続）を踏まえ、提案する居場所づくりのコンセプトおよび基本的な考え方を記載すること。

あわせて、その考え方がどのように本事業の目的達成につながるのかについても具体的に示すこと。

(2) 独自性

既存の取組にはない新たな視点やアプローチ、課題解決に資する創意工夫について記載すること。特に、認知症に対する理解促進や新たな価値創出につながる独自のアイデアを具体的に示すこと。

(3) 居場所の内容及び運営計画

居場所の実施内容について、以下の点を具体的に記載すること。

- ・どこで実施するか（開催場所、立地、選定理由、アクセス性）
- ・どのような空間か（レイアウト、雰囲気、滞在しやすさの工夫）
- ・何を行うか（滞在型運営、認知症の人の役割創出、多世代交流、啓発要素等の具体的内容）
- ・いつ、どの程度実施するか（開催頻度、開催時間帯、年間実施回数等）

(4) 多様な参加者の確保

認知症の人や高齢者に限らず、年齢・立場・背景の異なる多様な人々の参加を促進するための具体的な広報戦略および集客方法を記載すること。

また、開催場所や時間帯の工夫など、参加しやすい環境づくりについても明確に示すこと。

(5) 実施体制

事業を円滑かつ効果的に実施するための組織体制、人員配置（担当者の専門性・経験）、役割分担、意思決定プロセス、情報共有方法等について記載すること。

また、実効性のある体制であることが分かるよう具体的に示すこと。

(6) 地域での活動実績及び連携・協力

これまでの地域での活動実績を踏まえ、地域住民、学校、企業、NPO、行政機関等との連携・協力体制について記載すること。

また、今後どのように連携を構築・強化していくかについても具体的に示すこと。

(7) 安全管理

事業実施における事故防止策、緊急時対応体制等、参加者の安全確保に向けた具体的な計画を記載すること。

また、想定されるリスクとその対応策についても十分に検討すること。

(8) 情報発信・普及

事業の目的、活動内容および成果を広く社会に発信し共有するための具体的な手法および戦略を記載すること。

また、対象層に適切に情報が届くような工夫を明確にすること。

(9) 費用

見積金額について、内訳および積算根拠が分かるよう具体的に記載すること。

なお、見積書本体は別途提出すること。

2 企画提案書の形式

企画提案書は以下のスライド構成で作成すること。

- ・スライド1：表紙
- ・スライド2：目次
- ・スライド3：基本的な考え方・コンセプト
- ・スライド4：独自性
- ・スライド5：居場所の内容及び運営計画
- ・スライド6：多様な参加者の確保
- ・スライド7：実施体制
- ・スライド8：地域での活動実績及び連携・協力
- ・スライド9：安全管理
- ・スライド10：情報発信・普及
- ・スライド11：費用の内訳
- ・スライド12：まとめ

原則として各スライドは1ページで簡潔にまとめること。ただし、図表や工程表、体制図等により内容をより分かりやすく示す必要がある場合に限り、必要最小限の範囲で複数ページにわたる記載を認める。その場合においても、全体として簡潔かつ分かりやすい構成とすること。

3 企画提案書提出時の注意点

(1) 紙媒体の形式

企画提案書（紙媒体）はA4判の横向きで作成し、各スライドを1ページに印刷（1アップ）すること。

(2) 提出部数・綴じ方

提出部数は合計9部（正本1部、副本8部）です。両面印刷し、長辺（縦）で綴じること。

- (3) 表紙の記載
表紙には必ず「大津市認知症地域共生事業企画提案書」と記載すること。
- (4) 会社名等の記載
正本1部の表紙にのみ、会社名や団体名を記入すること。
- (5) 本文中の事業者名
提案書の内容本文中、および副本の表紙には、事業者名や団体名を記載しないこと。
- (6) 電子データの提出
企画提案書のスライドデータ（PDF形式）も別途提出すること。このPDFデータ内にも、紙媒体の複本と同様に会社名や団体名を記載しないこと。
- (7) 提出後の変更・追加
企画提案書提出後の資料の追加や修正は一切認めない。
- (8) 書類の返却
提出された書類は返却しない。
- (9) 追加資料の依頼
必要に応じて、市から補足資料の提出を求める場合がある。